

小平地区のほ場整備事業が始まりました ～農用地区域からの除外制限について～

○小平地区とは？

小平地区は春日部市（旧庄和町）に位置する平坦な水田地帯で、地区の東側は一級河川江戸川に接しています。

地区内の農地は耕地整理事業により10a区画に整備されていますが、道路は狭小で、農業用機械のすれ違いが困難な状況です。

○ほ場整備事業とは？

地域の農業の担い手に農地を集積し、将来にわたって耕作を続けていけるように、水田の区画拡大や道路、用排水路の整備を行います。

- ▷ 事業主体 埼玉県
- ▷ 事業期間 令和4年度～令和6年度（予定）

○農用地区域からの除外制限とは？

小平地区の受益地は、右図の範囲の農業振興地域内の農用地等です。

（ピンク色と黄色に着色された部分）

ほ場整備事業が始まってから完了後8年間（令和14年度まで（予定））は、農用地区域からの除外が制限されます。（詳細は次ページ）

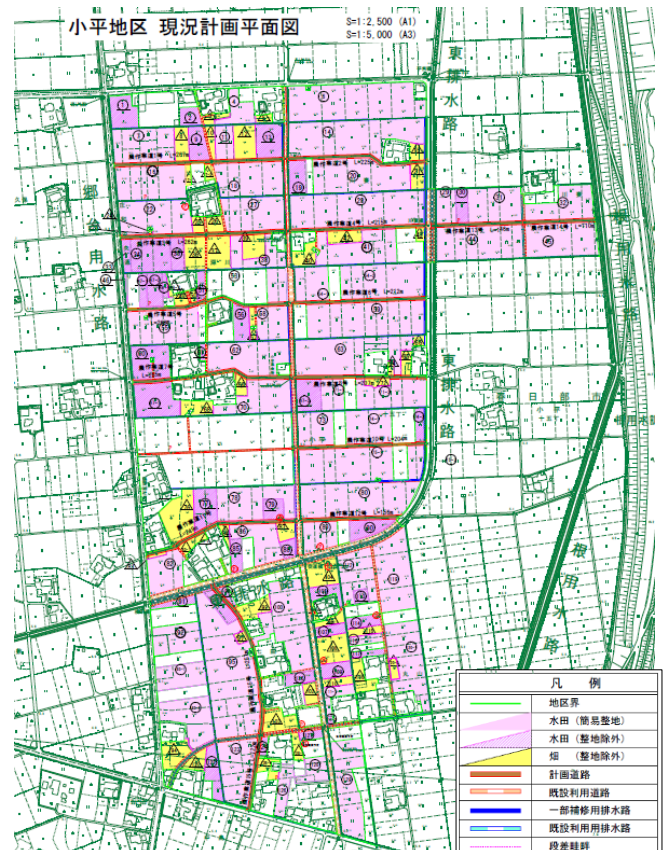
○対象となる区域

所有地が対象区域かご不明な場合、地番で確認できますので、お問合せください。

（問合せ先）

春日部市農業振興課

春日部農林振興センター農村整備部



○農用地区域とは？

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興に必要な地域として、将来的にも田や畑といった農用地等の土地利用を図る区域のことです。この区域内の農用地等は、一般的に「青地」と呼ばれています。農業の生産性を向上する土地改良事業等の対象地になります。

○農用地区域からの除外とは？

農用地等（青地）を他の目的（分家住宅、店舗等の敷地※、資材置場、駐車場など）に利用するために必要な手続きの一つです。※農業用施設であっても対象となる場合があります。

除外は、法律に規定する次の5つの要件を全て満たした場合に限ります。

5 要件

- ①除外することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の土地で代替できないこと
- ②農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと
- ③効率的かつ安定的な農業経営者の農用地の利用集積に支障がないこと
- ④土地改良施設の機能に支障がないこと
- ⑤土地改良事業等が完了した年度の翌年度から起算して8年が経過していること

※土地改良事業の受益地となった農地は、他の農地と比較して、営農条件が優れるため、公共投資の効用が十分に発揮されるよう、国はこのような農地を一定期間（8年間）農用地区域として確保することとしています。

※⑤の要件の始期は、土地改良事業等の実施が確定した時点から開始されると解されていることから令和4年度からとなります。そのため、予定どおり令和6年度までには場整備事業が完了した際には、①～④の要件を満たした場合でも、令和14年度まで除外が制限されることとなります。

※補助事業の期間は予定であり、延長される場合があります。